

はじめにご確認ください

このパンフレットを開く前にご確認ください

- このパンフレットは、少額短期保険による無配当1年定期就業不能保険のご案内資料です。  
※終身型の保険や、所得補償保険などはご案内していません。
- お求めになっている保険との合致を確認するため、まずは同封の「就業不能保険ご契約申込書」に記載されている「意向把握確認欄」をご確認(ご記入)ください。  
お求めになっている保険と合致していることを確認された後に、このパンフレットでご確認ください。

ご契約のお申込に際してご確認ください

- ご契約のお申し込みに際しては、重要事項説明書(P.7~P.10)を十分にお読みください。  
※特に「4. 給付金が支払われないケース・お支払いが減額となるケース、お支払い回数の制限等」(P.7~P.8)など、お客様にとって不利益な情報が記載された部分をお読みになることは重要です。
- 他の保険からこの保険に乗り換える場合、お客様に不利益が生じる可能性があります。  
保障内容・保障条件等を十分にご確認ください。

pal\*system パルシステムの組合員または同居のご家族様限定のミニ保険

# 就業不能保険 はたらく力

ちから



## パンフレット・重要事項説明書

- P.1 保険商品のご案内(保障内容、保険料等)
- P.2 保障される場合・されない場合
- P.3 お申込の流れ / ご病気のある方の保障条件
- P.4 その他、ご確認いただきたい事項
- P.5 この保険の特徴 / 保障プランのご選択例
- P.7~P.10 重要事項説明書  
(ご契約の概要・注意喚起情報)  
(反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項)  
(個人情報保護方針)

pal\*systemの保険代理店のご案内します

— お問い合わせ先 [募集代理店] —

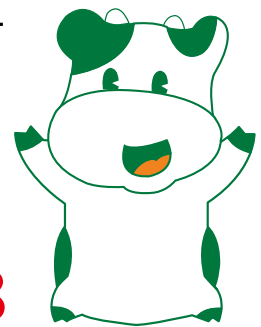
株式会社 パルふれあいサービス

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-2-6 ラクス東新宿6階



0120-399-788

月~金曜日(祝・年末年始を除く) 9:00~17:30



[引受保険会社]

GMO少額短期保険株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3渋谷フクラス

TEL 050-8892-3590

# 保険商品のご案内

## ■ 保障内容・保険料

病気やケガによってあらゆる仕事にまったく従事できない状態が7日以上継続した場合に、1日目より給付金が支払われる保険です。  
条件に当てはまれば入院期間のみならず自宅等での療養期間も保障の対象になります。

保障条件の項目 \ プラン名		3000コース	5000コース
就業不能給付日額		3,000円 / 日	5,000円 / 日
給付日数		1~265日	1~160日
保険料(年払) 満18~64歳		7,700円	11,700円
給付金	給付金のお支払事由		給付金額
主契約(就業不能保険) 就業不能保険給付金	<p>被保険者が、責任開始日以降に発生した傷病により、保険期間内に、あらゆる業務にまったく従事することができない状態(就業不能)となり、その期間が7日間以上継続した場合に給付金をお支払します。</p> <p>■ 具体的には、客観的かつ合理的に確認することができる、以下に該当する場合(状態・連続した期間)を「就業不能」とします。</p> <p>① 治療のため入院した場合(期間)</p> <p>② 治療上の必要から医師より絶対安静の指示を受けた場合(期間) ※ 身体を動かすことが治療の妨げとなったり症状悪化の要因となることを理由として、医師から絶対安静を指示された場合(期間) ※ 感染症の拡大防止を目的とした外出禁止(期間)は含まれません。</p> <p>③ 日常生活動作に著しい支障が生じた場合(期間) ※ 他人の援助を得ることなしには日常生活を営むことが出来ない状態となった場合(期間)</p> <p>④ 上記②③と同程度の状態であった場合(期間)</p> <p>■ お支払上の就業不能期間は、診断書を基本として判断されます。</p>		就業不能 給付日額 × 就業不能 日数

## ■ 保険期間 1年間(自動更新)

## ■ 保険料の払込方法

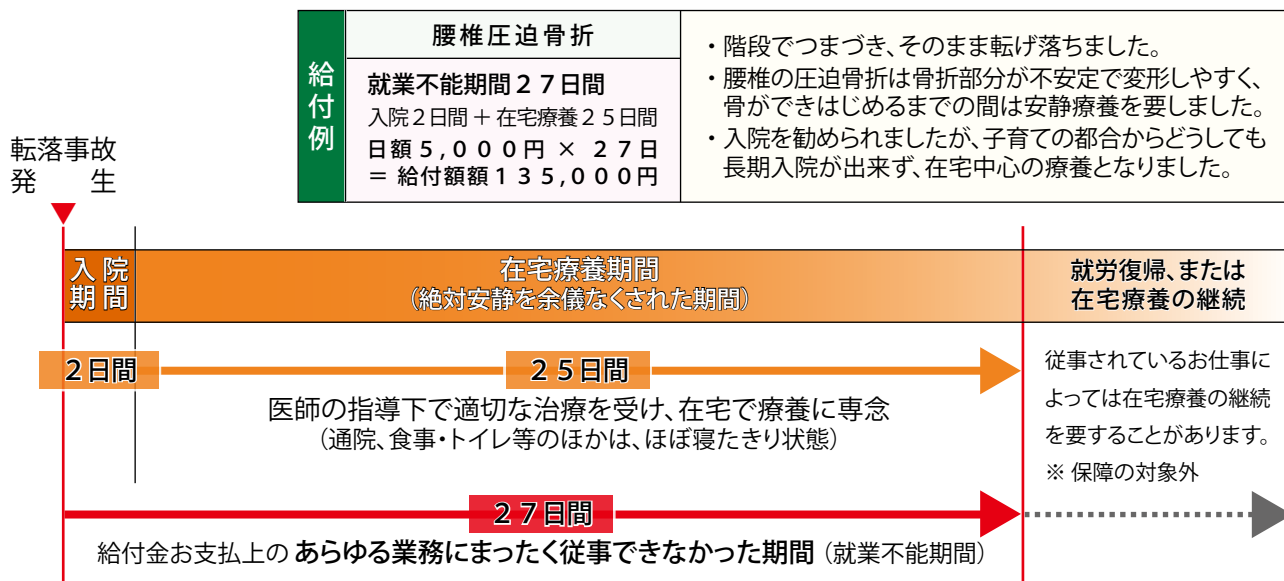
[経路] クレジットカード払  
または  
預金口座振替  
[回数] 年払(一括払)

## ■ 保険に加入できる方(被保険者になることができる方)

- ・ 契約日において日本国内に在住する、パルシステム組合員または同居のご家族様で、責任開始日(または更新日)における満年齢が18歳~64歳で、お仕事に従事されている方(もっぱら家事に従事する[主婦]の方を含む)。
- ・ ただし以下に該当する方はご契約できません。
  - ① 現在、就業不能の状態である方
  - ② 現在、妊娠中の方
  - ③ 入院や手術、診断確定のための検査受診などを勧められている方・予定されている方
  - ④ すでに当社少額短期保険の被保険者となっている方
  - ⑤ 暴力団や反社会的勢力とされる団体に所属している方や関わりのある方
- ・ その他、被保険者となる方のご健康状態(現在に至る傷病歴等)によっては、保障プランの選択が制限されることや、ご契約できないことがあります。

# 保障される場合・されない場合

## ■ こんな場合に保障されます



## ■ その他、この保険ならではの保障例

顔面带状疱疹	就業不能期間 12日間 入院8日間 + 在宅療養 4日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルスによって強い痛みを伴う水ぶくれなどが生じる病気です。</li> <li>・身体の抵抗力が弱まっている状態であり、無理をすると重症化します。後遺症の発生を防止するためにも安静療養が必要でした。</li> </ul>
混合性結合組織病	就業不能期間 27日間 入院13日間 + 在宅療養 14日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己免疫が過剰になることで引き起こされる疾患です。</li> <li>・免疫を抑制するために、退院後も大量のステロイド剤を服用する治療を受けました。</li> </ul>
I G A 血管炎	就業不能期間 48日間 入院26日間 + 在宅療養 22日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステロイド剤の服用量が多い時期には免疫力が低下し、感染症を引き起こしやすくなるため、服薬量がある程度の量に減るまでの間は医師から外出の禁止を指示されました。</li> </ul>

## ■ こんな場合には保障されません

※ 以下の説明のほかにも、免責条項や給付制限の条項が設けられています。重要事項説明書(→ 7ページ～)を十分にご確認ください。

### 「特定の仕事に従事できない」場合

- ・ この保険は、従事されているお仕事の内容にかかわらず一律の保険料(掛金)としており、「通勤して、一般的な事務の仕事に従事できない程度の状態」を保障対象とするねらいで制度設計されています。傷病後の復職時期は、「体を使う仕事」と「事務仕事」では異なることがありますが、給付金のお支払上は「この仕事だから従事できない」ことは考慮されません。 ※ この点は類似する他の保険と異なっている可能性があります。ご注意ください。

### 客観的かつ合理的に「就業不能の状態であったこと」が確認できない場合(期間)

- ・ 大きな病気やケガをした後には「大事をみる」ことがありますが、「自己の判断で療養した期間」は、客観的かつ合理的に必要な確認できず、お支払できないことがあります。
- ・ その他、医師の所見(診断書の記載)を含め、客観的かつ合理的に、当社の定義する就業不能の状態であったことを確認することができない場合には、お支払できないことがあります。

### 短期間の就業不能

- ・ 就業不能の状態が7日以上継続することが要件となります。難しい病気であっても、大きな手術であっても、7日間を経ることなく日常生活ができるまで回復されるのであれば、保障の対象になりません。



## その他、ご確認いただきたい事項



### ■ 給付金が支払われない場合・お支払が制限される場合（主なもの）

※ 以下の説明のほかにも、免責や給付制限の条項が設けられています。  
重要事項説明書（→ 7ページ～）を十分にご確認ください。

■ 表1: 給付金のお支払い制限（日数・回数、金額）について

算定の対象とする期間	給付制限	限度となる金額、日数、支払回数
新契約からすべての保険期間 （限度に達したら保険契約は終了）	支払金額	通算800,000円まで
	支払日数	265日まで（給付金日額3,000円） 160日まで（給付金日額5,000円）
	支払回数	3回まで

■ 表2: 給付金のお支払い制限・お支払い対象外について

疾患・傷害	給付金の支払制限・支払対象外
・適応障害 ・更年期障害による不定愁訴 ・慢性疲労症候群	1回の就業不能につき、それぞれ就業不能日数は30日まで
切迫流産、切迫早産その他妊娠や出産に伴う疾病 （異常妊娠等）	・労働基準法に定められた「産前・産後の休業期間」内の就業不能は、給付日数に含まれません。（すべての保険期間を通じて支払は1回まで）
保障開始の前日以前に発生した傷病 （契約申込の時に告知した傷病を含む）	その傷病の悪化および医学的に重要な関係にある傷病を原因とする就業不能は支払対象外。（完治してから5年間以上発生が認められない場合を除く）
ぎっくり腰、腰痛、背痛、むち打ち症など （腰椎捻挫、頸椎捻挫、外傷性頸部症候群）	X線、CT、MRI等の検査により他覚的所見が認められない場合は支払対象外
インフルエンザなど感染症	入院（感染予防を目的とした入院を除く）を伴わない就業不能は支払対象外
危険性が高い職種（例：高所作業、建設・土木作業等） またはスポーツ（例：ピッケル等を使用する山岳登山、 ハングライダーや超軽量動力機等の搭乗等）	その職種に従事していたこと、またはそのスポーツを行っていたことによる傷病を原因とする就業不能は支払対象外

### ■ 適切な告知のお願い

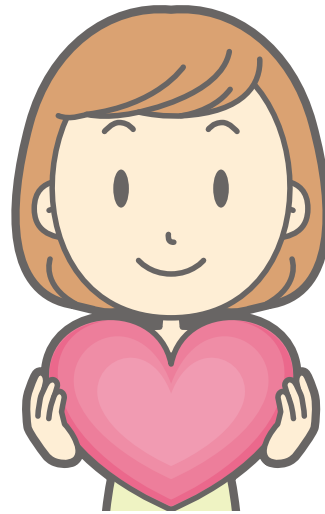
- 健康状態告知書には、ありのままの事実をお書きください。こんな場合にもご記入をお願いします。

代表的な疾患等	症状や状況、ご本人様の受けとめ方	告知の扱い
下肢静脈瘤、白内障、内痔核、慢性副鼻腔炎、子宮筋腫、子宮内膜症など	症状は自覚している。または病気があることは把握している。しかし症状が進行するまでは手術を予定しない。	告知対象です （治療中、 または経過観察中）
腰椎症、気管支喘息、扁桃炎、めまい症、など	症状がひどいときには受診するが、ずっと続けて通うわけではない。	
検査数値の異常 （血圧、コレステロール値、血糖値など）	薬で数値が安定している / 受診ついでに診てもらっているだけ 数値は良くないが医師から「大したことはないと言われている」	
慢性甲状腺炎（バセドウ病）など、強度の近視など	治療らしい治療は受けていないが、定期的に検査を受けている。	
先天性臼蓋骨形成不全 （変形股関節症）など	特に不自由は生じていない。 / ちょっと具合が悪い程度。	告知対象です （既障害部位）
靭帯損傷、帯状疱疹など	治療を受け、完治している。	告知対象です （完治）
睡眠時無呼吸症候群、適応障害の状態、 不眠・うつ病、慢性的な疲労、など	発症、またはその可能性を自覚しているが、とくに受診していない。	受診し、治療を受けて からお申込ください。

## ■ この保険の特徴

### ■ 入院や手術の保険との[プラス加入]を考慮しています

- ・ 思わぬ大きな病気やケガによる経済的リスクは、医療費などの[出費面の問題]と、アテにしていた収入が得られないことによる[収入面の問題]の二つが考えられます。
- ・ [収入面の問題]は、休職を余儀なくされることで生じますが、休職は入院ばかりではなく在宅療養でも生じます。そこで、「入院に限らず、あらゆる仕事にまったく従事できない期間を保障する医療保険」としてこの商品が開発されました。
- ・ 保障条件を絞り込むことで気軽な保険料としており、入院や手術などを保障する一般的な医療保険・共済の「プラス保障」として役立てやすくしています。



### ■ 多様な働き方を応援する保険です

- ・ 健康保険の被保険者(本人)であれば、大きなケガや病気で長期の休職を余儀なくされても、傷病手当金の受給要件を満たしていれば、それまで得ていた給料の2/3程度の給付金を、健康保険から受け取ることができます。しかし、社会保険の被扶養者の範囲で就労されている方(パート勤務の方など)には傷病手当金制度が適用されません。この保険は、そうした方を含めて、お仕事に就いているすべての方々に役立てていただくことができます。

### ■ 「男女同一・全年齢共通の保険料」で続けやすさを重視しています

- ・ この保険は、公的医療保険(傷病手当金制度)を補う目的でうまれました。
- ・ 「寝たきりになった場合などに、長期間に渡って所得が補償される保険」等とは異なり、保障内容をスリム化したミニ保険(少額短期保険)ですが、「男女同一・全年齢共通の保険料」で続けやすさを重視しています。

## 健康保険の傷病手当金制度 [ご参考情報]

病気やケガの治療のため長期休職を余儀なくされても、健康保険から給料のおおよそ2/3の給付金が受け取れます。

- ・ 健康保険<sup>※1</sup>には、病気やケガで働けなくなった場合に給料のおおよそ2/3の額を受給できる制度があります。
- ・ この制度は、被用者である被保険者(本人)が病気やケガによって4日以上にわたって無給の休職を余儀なくされた場合に、4日目以降の休職日数に応じた手当金が支給されるものです。
- ・ 短期間の療養ですむのであれば有給休暇を取得して<sup>※2</sup>収入減を回避できるかもしれませんが、無給での休職が続けば生活が困窮しかねません。しかしある程度の収入が補われれば安心して治療に専念することができます。
- ・ なお、業務中や通勤時の災害による病気やケガでの休職については、労災保険の休業(補償)給付制度が適用されます。

- \*1 市区町村の国民健康保険や、その他の国民健康保険の一部にはこの制度がありません。
- \*2 有給休暇を優先取得しなければならないものではありません。

### 給付日額の計算方法

$$\frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30} \times \frac{2}{3}$$

計算例 ※ 平均月収30万円の方が30日間連続で休職した場合

$$\text{給付日額} \quad 30 \text{万円} \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$$

×

$$\text{給付日数} \quad 30 \text{日間} - \text{待機期間} 3 \text{日間}$$

||

$$\text{給付金額} \quad 18 \text{万円}$$

※ 計算過程の端数を考慮せず

※ 以上は公的制度の概要を説明するものです。各制度には詳細な適用要件があるため、傷病手当金の詳細についてはご加入の健康保険(保険者)に、労災保険については労働基準監督署にお問い合わせください。

## ■ 保障プランのご選択例

- この保険の給付日額は、3,000円または5,000円となっています。  
保障の必要額をご検討される上で、以下のご選択例を参考にしてください。
- ※ この保険が「あらゆる仕事に従事できないこと」を基準としているのに対して、傷病手当金(→5ページ参照)は「現在就いている仕事に従事できないこと」が基準となっています。この点ご注意ください。
- ※ 以下はおおよその説明です。病気やケガで休職となっても以下の説明に合致しないことがあります。  
また、傷病手当金の受給見込額は、待機期間を考慮せずに単純に「月収の2/3」で計算しています。

	月収例	保障の必要見込み額	プランご選択例	保障の必要額の根拠
A	10万円	1日あたり 3,333円	日額 3,000円 プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>10万円を30日で割ると、3,333円になります。</li> <li>年間収入が130万円未満の、被扶養者の範囲でのパート就労を想定しました。 130万円を12ヶ月で割ると約10万8千円になります。 ※ 社会保険の適用(不適用)は年収以外に詳細な要件があります。</li> </ul>
B	26万円	1日あたり 2,889円	日額 3,000円 プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>26万円を30日で割ると8,667円になります。</li> <li>傷病手当金が受給できる場合の受給日額は、26万円÷30日×2/3=5,778円となります。</li> <li>[収入の期待]との差額(保障の必要額)は、8,667円-5,778円=2,889円と見積ることができます。</li> </ul>
C	44万円	1日あたり 4,889円	日額 5,000円 プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>44万円を30日で割ると14,667円になります。</li> <li>傷病手当金が受給できる場合の受給日額は、44万円÷30日×2/3=9,778円となります。</li> <li>[収入の期待]との差額(保障の必要額)は、14,667円-9,778円=4,889円と見積ることができます。</li> </ul>

### 就業不能保険「はたらく力」は、こんな点を重視しています

#### 多くの方にご加入いただけるように

就業不能保険「はたらく力」は、働けなくなった場合の経済的リスクを軽減する保障です。多くの方にご加入いただけるよう、過去に大きなご病気をされたことがある方を含め、幅広くご加入いただけるよう努めています。

#### 公的医療保険の不足を補う役割を果たすこと

日本の公的医療保険(健康保険)は保障内容が充実しています。民間の医療保険・共済はその不足を補うものであり、まさかの事態に直面した際にこの保険は役割を発揮します。

#### わかりやすい、続けやすい保険料

「イザというときにたすかる」のが保険ですが、多くの加入者にとっては「保険料を払い続けたのに何も起きなかった」となるのも保険です。「何も起きなかった」ことはよいことではありますが、負担感が強くないよう男女同一・全年齢共通の保険料とすることで、わかりやすい、続けやすい保険料としています。

#### リスクへの備えとして役立つ保障内容

「あれも保障」「これも保障」とすれば見た目が充実しますが、もともと保険はリスクに対して万能ではなく、すべての経済的リスクを保険でカバーをするには限界があります。病気の際の治療費等の支出は「医療保険」で、収入源への備えはこの「はたらく力」でカバーすることで、リスクへのカバー範囲が広がります。



# 重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)について

重要事項説明書は、保険契約の内容のうち、特に重要な事項をまとめた文書です。必ず内容をご確認いただき、ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。重要事項説明書は、保険契約の内容のすべてを記載しているものではありません。詳細は、「普通保険約款」をご確認ください。

## 1. 契約概要

契約概要は保険契約の内容において、特に重要な事項について記載しています。

### 1. 就業不能保険の仕組み

被保険者が当社所定の就業不能の状態となり、その期間が7日間以上継続した場合に給付金が支払われる保険です。

### 2. 保障開始日(責任開始日)

当社が保険契約の申込みを承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月1日に保障を開始します。

### 3. 被保険者、契約者、給付金の受取人

#### (1) 被保険者

給付金の保障の対象となります。対象となる条件は以下①、②のとおりです。

- ① 日本国内に在住していること
- ② 対象年齢:
  - ・ 満18歳から満64歳(保障開始日・更新日の満年齢)
- ③ 仕事に従事していること(主婦・主夫を含む)

#### (2) 保険契約者

保険契約を申し込み、保険料を払い込むなど、契約上の権利と義務を持ちます。

対象となるのは、満18歳以上で、以下の①、②、③のいずれかに該当する人です。

- ① 被保険者本人
- ② 被保険者の配偶者
- ③ 被保険者の2親等以内の親族

#### (3) 給付金受取人

被保険者本人となります。

### 4. 保険期間・保険料払込期間

保障開始日(更新契約における毎年の応当日を含みます。)から1年間

### 5. 契約者が払い込む保険料

#### (1) 保険料の金額

・ 保障開始日または更新日における被保険者の満年齢によって決まります。

※各プランにおける金額はパンフレット、契約申込書面(画面)等にてご確認ください。

・ 保険料の割引制度はありません。

#### (2) 保険料の払込回数、払込経路

年払(クレジットカード払または口座振替)

※保険期間の途中で変更はできません。更新時(契約概要の9.参照)に契約者が当社所定の手続きをすることにより変更できます。

#### (3) 保険料の払込期月、払込猶予期間

・ 保険料の払込期日は、保障開始日(更新契約における毎年の応当日を含みます。)の前日となります。ただし払込経路が口座振替の場合には当社指定の口座振替日を払込期日とします。

・ 保険料が払込期日までに払い込まれなかった場合の払込猶予期間は、払込期日の翌月末となります。払込猶予期間に所定の保険料が払い込まれなかった場合には、払込猶予期間の最終日の翌月1日をもって保険契約は失効します。なお、契約失効後の復活は取り扱いません。

### 6. 保険契約の申込み・引受け

#### (1) 当社が契約の申込みを受け付けない事由

申込みの時に被保険者が次の①、②、③、④、⑤のいずれかに該当する場合

- ① 当社の他の保険契約の被保険者である。
- ② 申込時に就業不能の状態である。
- ③ 入院中または妊娠中(女性)である。
- ④ 入院、手術、診断のいずれかを目的とする受診の予定がある、または医師から勧められている。
- ⑤ 契約者、被保険者、給付金受取人のいずれかの者が反社会的勢力に該当するか関係がある。

#### (2) 被保険者の病気やケガについて告知した場合

・ 告知の内容によって、当社は契約を引き受けることまたは引き受けないことがあります。

### 7. 保険契約の内容の変更または訂正

- ・ 契約者または被保険者の住所、連絡先、姓等に変更が生じたとき、それらの内容に誤りがあることがわかった時は、契約者は当社所定の変更または訂正の手続きをする必要があります。
- ・ 就業不能給付金日額を変更することはできません。
- ・ 保険契約が成立した後に、生命保険特約を付加することや特約のみを解約することはできません。

### 8. 保険契約の解約

- ・ 保険契約が成立した後に、契約者は当社所定の書類等を提出することにより、契約を将来に向かって解約することができます。
- ・ 解約払戻金はありません。
- ・ 解約日以降の未経過期間に対応する保険料の払込みがある場合は、当社は既経過期間ごとの所定の返還率により契約者に返金します。

### 9. 保険契約の更新(継続)

以下の①、②、③のすべてに該当する場合、契約は保険期間の満了日(以下、満期日)の翌日を更新日として更新(継続)されます。更新時に被保険者の健康状態について告知する必要はありません。

- ① 保険契約が満期日の時点で有効である。
- ② 更新日の被保険者の年齢が当社の定めた範囲にある。
- ③ 満期日までに契約者から当社に不継続の申し出がない。

### 10. 保険契約の終了

以下の(1)、(2)のいずれかに該当した場合、契約は終了し保障はなくなります。契約が終了した後に保険契約の更新は取り扱いません。

#### (1) 満期日における終了

- ① 契約者が満期日の2週間前までに契約を継続しないことを当社に申し出たとき
- ② 更新日における被保険者の年齢が当社の定める範囲を超える場合

#### (2) 給付金の支払または被保険者の死亡による終了

- ① 就業不能特約給付金の通算支払限度80万円に到達した場合、その支払事由が発生した日
- ② 就業不能特約給付金の通算支払回数が3回に到達した場合、その支払事由が発生した日
- ③ 被保険者が死亡したとき

#### (3) 未経過保険料の返金

契約終了日以降の未経過期間に対応する保険料の払込みがある場合は、当社は契約者に返金します。

### 11. 保障内容 就業不能給付金を支払う場合

※各プランにおける就業不能給付金日額は、パンフレット、当社ホームページまたは契約申込書面(画面)に記載する内容にてご確認ください。

#### ▼ (1) 給付金の支払事由・支払額・日数制限等

項目・支払額	就業不能給付金 給付日額 × 就業不能日数 就業不能状態が7日間以上継続した場合は、就業不能と診断された1日目から給付金の対象となります。 (日額は引受通知書・継続通知書に記載します)
支払事由	保障開始日以降に発生した疾病や不慮の事故による傷害(以下、傷病とします)により、保険期間中に「あらゆる業務にまったく従事することができない状態(就業不能状態)(※)」となり、その状態が7日以上継続した場合

# 重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報) について

就業不能期間の要件	医師の診断書に基づき、以下の①～③のいずれかに該当することを客観的かつ合理的に確認できる連続した期間。
	①入院期間：治療を目的として日本国内の医療機関に入院し、治療に専念した期間 ②医師によりあらゆる業務への従事を禁じられ、日本国内の自宅等で療養に専念した期間。(※※) ③日常生活に著しい支障があり、他人の援助なしには日常生活を営めず、あらゆる業務に従事できなかった期間

- ・(※) 給付金の対象となる就業不能は、被保険者が通常携わる特定の業務だけではなく「あらゆる業務」に従事できない状態となります。
- ・(※※) 発症後ただちに医療機関を受診することを要します。発症から受診日の前日まで期間、機能回復訓練(リハビリ治療)を主な目的とした診療期間は、就業不能期間に算入しないことがあります。
- ・被保険者の死亡後は、就業不能給付金はお支払いの対象外となります。

### ▼ (2) 給付金の支払限度について (日数・回数、金額)

算定の対象とする期間	給付制限	限度となる金額、日数、支払回数
1保険期間	支払金額	合計800,000円まで
	支払日数	265日まで (給付金日額3,000円の場合) 160日まで (給付金日額5,000円の場合)
新契約からすべての保険期間	支払金額	通算800,000円まで
	支払回数	3回まで

!給付金支払限度に到達した場合の契約の取扱い: 契約は終了となり、その後の保障はなくなります。

### ▼ (3) 給付金の支払制限について(特定の疾病に対する日数・回数の制限)

対象となる疾病	給付金の支払制限
適応障害、更年期障害による不定愁訴、慢性疲労症候群	1回の就業不能につき、就業不能日数は30日まで
切迫流産、切迫早産その他妊娠や出産に伴う疾病(異常妊娠等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法に定められた「産前・産後の休業期間」内の就業不能は、給付日数に含みません。</li> <li>・すべての保険期間を通じて支払は1回まで</li> </ul>

### 12. 給付金が支払対象外となる場合 (注意喚起情報)

- 就業不能状態の原因が以下のいずれかに該当する場合は、当社は給付金を支払いません。
- 保障開始の前日から2年以内に健康診断で指摘された異常にかかわる傷病
  - 保障開始の前日から5年以内に発生した傷病について、次のいずれかの状態に該当する場合
    - ・その傷病の症状悪化、再発
    - ・その傷病と医学的に重要な関係がある傷病
  - 被保険者の精神障害およびその発作症状に起因する傷害
  - 契約者または被保険者の故意または重大な過失を原因とする傷害
  - 契約者または被保険者の配偶者・親族等による被保険者に対する暴行や犯罪行為を原因とする傷害
  - 被保険者が無免許運転、酒気帯びまたは酒酔い運転をしている車両に生じた事故を原因とする傷害
  - 被保険者が当社が定める特定の職業(\*別表1)に従事したこと、または特定のスポーツ(\*別表2)を行ったことに起因する傷病
  - 被保険者の薬物依存または当社所定の薬物等(アルコールを含む)を摂取したことに起因する傷病
  - 戦争・事変・暴動、地震・噴火・津波に伴う傷病
  - 原子力施設内で働いたことがある人の原子力の事故・災害に伴う傷病

- むち打ち症、腰痛、背痛においてX線検査等による他覚的所見が認められない場合
- インフルエンザ等感染症について、入院(※)を伴わない就業不能状態  
(※)感染症の拡大を目的とした入院期間を除く

### 別表1. 危険性の高い職種 別表2. 危険性の高いスポーツ

職種	鉱業作業、土石採取作業、建設・土木作業員、潜水・潜函作業、競馬・競艇・競輪・自動車レース等の競技者、ボクサー、レスラー、スキューバダイビングインストラクター、ライフセイバー、犬や馬の訓練士・調教師、銃砲・火薬類を取り扱う販売従事者、高所作業者
スポーツ	ピッケル等の用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダーや超軽量動力機等の搭乗、航空機(グライダー、飛行船を除く)の操縦、自動車、小型船舶、スノーモービル等による競技・競争・興行、テストドライブ

### 別表3. 特定疾病群

保障開始から過去5年以内に発生した疾病は保障対象外となります。その疾病について完治または異常が存在しないと医師が診断してから5年以上発生していない場合は保障の対象となります。

- ・心臓の疾病(心筋梗塞、狭心症、心不全、不整脈、心臓弁膜症等)
- ・脳血管の疾病(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等)
- ・血圧・血管の疾病(高血圧症、動脈硬化症、動脈瘤、静脈瘤等)
- ・眼の疾病(白内障、緑内障、網膜剥離等)
- ・耳の疾病(中耳炎、メニエール病、前庭神経炎、突発性難聴等)
- ・鼻の疾病(慢性副鼻腔炎等)、のどの疾病(咽頭炎、喉頭炎等)
- ・口腔・歯・歯周組織の疾病
- ・肺・胸膜の疾病(肺炎、結核、肺気腫、気胸等)、気管・気管支の疾病(ぜんそく、気管支炎等)
- ・食道・胃・十二指腸の疾病(胃炎、腸炎、胃・十二指腸潰瘍等)
- ・大腸・小腸・腹壁・肛門の疾病(腸炎、腸閉塞、慢性炎症性腸疾患、痔、鼠径ヘルニア等)
- ・肝臓の疾病(肝機能障害、肝炎、食道静脈瘤等)、胆のうの疾病(胆のう炎、胆石症等) すい臓の疾病(すい炎等)
- ・腎臓・泌尿器の疾病(腎不全、慢性腎臓病、腎炎、膀胱炎、尿道炎、膀胱・尿路の結石等)
- ・産科的異常(妊娠期間中の切迫流産等、分娩時における帝王切開等)
- ・男性・女性生殖器の疾病(前立腺肥大症、子宮頸管炎、子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣の腫等)
- ・乳房の疾病(乳腺症、乳腺炎等)
- ・皮膚・皮下組織の疾病、性感染症(梅毒、淋病等)
- ・骨・関節・筋肉・結合組織の疾病(関節炎、椎間板ヘルニア、重症筋無力症等)
- ・中枢神経の疾病(脳炎、髄膜炎、パーキンソン病等)、末梢神経の疾病(神経痛、自律神経失調症等)
- ・膠原病(関節リウマチ、全身性エリテマトーデス(SLE)、シェーグレン症候群等)
- ・甲状腺の疾病(バセドウ病、甲状腺機能低下症等)
- ・糖尿病(糖代謝異常症、高血糖症)
- ・脂質異常症(高脂血症、高コレステロール血症)、痛風・高尿酸血症
- ・すべてのがん(悪性新生物)
- ・血液・造血器の疾病(白血病、貧血等)
- ・精神・こころの疾病(うつ病、双極性障害、統合失調症、心的外傷および適応障害、認知症等)
- ・後遺障害(欠損・機能喪失等)に関連する疾病(例：麻痺している手足等に発生した合併症)

## II. 注意喚起情報

注意喚起情報には、保険契約について特に注意いただきたい事項やお客さまに不利益となる事項について記載しています。

### 1. 反社会的勢力との関係の排除

契約者・被保険者・給付金受取人のいずれかが反社会的勢力に該当、または関係があると認められたときは、当社は保険契約を引き受けません。

### 2. 保険契約の撤回(クーリングオフ)

少額短期保険は保険期間が短期であることなどにより、契約申込み後の撤回(クーリングオフ)は取扱いません。

### 3. 法令等に基づく少額短期保険に関する規制

(1) 保険期間、給付金、保険金等(以下保険金等とします)の金額(医療保険、就業不能保険、生命保険について)

#### ① 保険期間

1年間となります。1年間の保険期間が満了した後、一定の条件に該当する場合は、更新によって継続することができます。

#### ② 被保険者一人あたりの保険金等の金額

医療保険(就業不能保険を含みます。以下同じ)は給付金80万円が限度となります。医療保険、生命保険は合計して保険金等1,000万円が限度となります。

#### ③ 契約者一人あたりの保険金等の金額

医療保険・就業不能保険は、すべての契約を合計し保険金等8,000万円が限度となります。

### (2) 保険料の税法上の取扱い

払込保険料は、生命保険料控除の対象となりません。

### (3) 当社の経営に重大な状態が生じた場合の対応

- ・ 少額短期保険は保険契約者保護機構の加入対象外のため、同機構による資金援助等の保護措置は適用されません。
- ・ 当社は破綻した場合の損失の補填等を目的として、法務局に供託金を差し入れています。

### 4. 保険料、保険金等の金額の変更

- ・ 保険料や保険金等の計算の基礎に著しい影響を及ぼす収支の状況等が生じた場合、当社は保険契約の更新時または契約期間の途中で、保険料の増額、保険金等の減額、保険契約の更新の停止等を行うことがあります。
- ・ 保険料の増額、保険金等の減額、更新の停止等を行うときは、当社は契約者にお知らせします。

### 5. 配当金、返戻金

当社の保険には、契約者配当金、満期返戻金、解約返戻金はありません。

### 6. 保険契約の見直し、乗換え

お客さまが契約している保険契約を解約したり減額することを前提として、当保険の申込みを検討している場合は、以下のような状況が生じることがあります。

#### (1) 解約または減額を検討する保険契約の返戻金について

多くの場合、払込んだ保険料の合計額に比べて少ない金額になるか、全くないことがあります。

#### (2) 新たに申し込む保険について

被保険者の健康状態等により、新たに申し込む保険が契約できないこと、または契約後解除等となることがあります。

### 7. 告知義務、告知義務違反により当社が保険契約を解除する場合

#### (1) 告知義務

保険契約の申込みにあたり、被保険者の傷病歴や健康状態等について、当社が指定した告知書に事実を正しく告知していただく必要があります。

#### (2) 告知義務違反による保険契約の解除

事実を正しく告知しなかったり、事実ではないことを告知した場合は、当社は保険金等を支払わず、契約を解除することがあります。

### 8. 詐欺による保険契約の取消し

告知義務違反が特に重大な内容の場合など、契約の申込みにおける詐欺行為に該当する場合は、当社は保険金等を支払わず、契約を取り消すことがあります。

### 9. 重大事由による保険契約の解除

契約者・被保険者・保険金受取人のいずれかが、保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときまたは反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社は保険金等を支払わず、契約を解除することがあります。

### 10. 給付金が支払対象外となる場合(上記の7、8、9以外の支払対象外となる事由について)

契約概要の「12. 給付金が支払対象外となる場合」をご確認ください。

### 11. 給付金の請求

- ・ 保険金等の対象となる可能性がある場合や、対象かご不明な場合は、当社のお問い合わせ窓口または募集代理店へご連絡ください。
- ・ ご連絡後、当社より請求方法のご案内と所定の請求書類をお送りします。お手続きには、当該書類や医療機関の診断書等のご提出が必要です。

### 12. 保険契約の失効

- ・ 保険料が所定の払込期月または払込猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は失効します。
- ・ 失効した契約について、払戻金はありません。
- ・ 当社は失効した保険契約の復活は取り扱いません。

### 13. 支払時情報交換制度

当社は一般社団法人 日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しています。

同制度に基づき、少額短期保険各社は、保険金等の支払い、ならびに保険契約の解除、取消、無効等の判断の参考とするために、各社が保有する保険契約の情報を相互に照会し、共同して利用します。

### 14. お問い合わせ、ご相談、ご不満の受付窓口

当社の保険についてお問い合わせ等がある場合は、下記の窓口または募集代理店にご連絡ください。

GMO少額短期保険 カスタマーサービス室	
(電話番号)	0 5 0 - 8 8 9 2 - 3 5 9 0
(受付時間)	月曜~金曜 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

### 15. 法令(保険業法第308条の2第1項)に基づく指定紛争解決機関

- ・ お客さまのご不満について当社との間で解決ができない場合に、当社が加盟する(一社)日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」は、公正かつ中立な立場からお客さまと当社との間の和解のあっせん・解決を支援します。原則として一か月を経過しても解決しない案件について、お客さままたは当社の申立てにより「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定を行います。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」	
(電話番号)	0 1 2 0 - 8 2 - 1 1 4 4
(受付時間)	月曜~金曜 9:00~12:00, 13:00~17:00(祝日・年末年始を除く)
(ご相談フォーム)	<a href="https://ws.formzu.net/dist/S23780034/">https://ws.formzu.net/dist/S23780034/</a>

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項

ご契約に際して、以下の事項のすべての内容に同意していただくことが必要となります。

### 1. 反社会的勢力に該当しないことの表明・確約

私(本保険の被保険者および保険金受取人も対象とします。以下同じ)は、現在および将来にわたり、以下のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。

- ・ 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他、上記に準ずる反社会的勢力
- ・ 暴力団員等が、経営を支配している、または実質的に関与していると認められる関係
- ・ 自己、自社、あるいは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的で、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
- ・ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの協力・関与をしていると認められる関係
- ・ 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき交際・関係を有していること

### 2. 不当な行為を行わないことの確約

私は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを確約します。

- ・ 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為・取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- ・ 風説(事実と異なるうわさ)を流布し、偽計(人をあざむく行為)や威力を用いて、貴社の信用を傷つけ、または業務を妨害する行為
- ・ その他、上記の各項目に準ずる悪質な行為

### 3. 確約に違反した場合の契約解除等への同意

私は、本同意事項の「1」または「2」に違反した場合、もしくは表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、以下の措置がとられることに一切の異議を申し立てず、同意します。

- ・ 無催告での契約解除: 本同意事項への違反が、普通保険約款に定める「重大事由」に該当するものとして、直ちに保険契約が解除されること。
- ・ 損害賠償等の免責: 契約解除等により私に不利益や損害が生じた場合でも、貴社に対して一切の損害賠償請求等の異議申し立てを行わないこと。
- ・ 損害の負担: 私の違反行為によって貴社に損害が発生した場合には、私がその一切の責任と損害を負担すること。
- ・ 外部機関への照会・通報: 貴社が本同意事項の確認のため、または不当要求への対応・捜査協力のために、警察署や暴力追放運動推進センター等の外部専門機関に対して照会・通報・情報提供を行うこと。

# 重要事項説明書 個人情報保護方針

## 個人情報保護方針

GMO少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。))は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。))の取得と利用、適切な保護及び苦情等を受けた場合の対応について、以下の通り個人情報保護方針を定め、お客さまの個人情報等の保護に取り組んでまいります。

### 1. 関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、個人情報保護委員会が定めるガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針(以下、関係諸法令及び国が定める指針等といいます。))、並びに本個人情報保護方針を遵守します。

### 2. 個人情報等の取得

当社は、当社のサービスをお客さまが利用するため及び当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために、必要最小限の情報を適正な方法により取得します。当社では、次のような方法により、お客さまの情報を取得します。

- (1)お客さまが書面、またはインターネット経由で記入し、提供することにより取得する方法
- (2)お客さまが当社メールアドレスに送信することにより取得する方法
- (3)お客さまが当社電話システムに問い合わせることにより取得する方法
- (4)お客さまが当社ホームページにアクセスした際に、当社が記録するログにより取得する方法
- (5)お客さまが当社電話システムに問い合わせた際に、当社が記録する音声録音により取得する方法
- (6)お客さまが保険契約締結時に提出する申込書、告知書、その他契約の締結に必要な書類または情報を通じて取得する方法
- (7)お客さまが給付金・保険金等の請求時に提出する請求書、その他の手続きに必要な書類または情報を通じて取得する方法
- (8)お客さまが名義変更等の手続きの際に提出する請求書、その他の契約の維持管理に必要な書類または情報を通じて取得する方法
- (9)その他、関係法令等に従い適正な方法により取得する方法

### 3. 個人情報等の利用目的

当社は、当社のサービスをお客さまが利用するため及び当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために、必要最小限の情報を利用します。当社は、取得したお客さまの個人番号を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で明記された目的の範囲内についてのみ利用します。当社は、取得したお客さまの個人情報等を次のような目的に利用します。

- (1)保険契約の引受け、継続・維持管理、給付金・保険金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- (2)お客さまが当社の提供するサービスを利用するため
- (3)当社、関連会社及び提携会社の商品、またはサービスの案内を行うため
- (4)お客さま本人であることを確認するため
- (5)再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求を行うため
- (6)市場調査、データ分析及びアンケートの実施等による金融商品・サービスの研究開発のため
- (7)当社社職員の採用・労務管理、少額短期保険募集人の登録・管理等のため
- (8)その他、お客さまとの手続きを適切かつ円滑に履行するため

### 4. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報(人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などを含みます。))並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報(以下「センシティブ情報」といいます。))を関係諸法令及び国が定める指針に規定する場合を除いて取得、利用及び第三者に提供しません。

### 5. 特定個人情報の取扱い

当社は、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。))により認められた場合を除き、目的外の取得・利用及び第三者に提供しません。

### 6. 安全管理措置

当社は、お客さまの個人情報等が正確かつ最新の内容に保つよう努めます。お客さまの個人情報等の漏えい等を防止するため、当社及び当社関連施設において入室管理、持ち込み機器の制限、情報へのアクセス制限、盗難防止措置、不正アクセス防止措置等の必要かつ適切な安全管理措置を講ずるとともに、役員に対する研修及び委託先の適切な監督を行います。また、当社は個人情報等の一部について、クラウドサービスを利用して保管します。当該クラウドサービスのデータセンター所在地は日本国内です。

### 7. 第三者提供の制限

当社は、以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、お客さまの個人情報等を第三者に開示、提供することはありません。

- (1)法令の規定に従い、提供または開示するとき
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5)当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が個人情報等を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(個人情報等を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))

### 8. 継続的改善

当社は、お客さまの個人情報等の適切な取扱いを図るため、個人情報保護方針の適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

### 9. お客さまの個人情報等の共同利用

当社は、以下の各号の通りお客さまの個人情報等を共同利用することがあります。ただし、個人情報に関する各種法令等で共同利用が制限されている場合は、お客さまから同意を得た場合等の法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません。

#### (1)共同して利用する個人情報等の項目

A.氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、職業、保険契約・取引のニーズに関する情報等のお客さまに関する情報

イ.保険契約・取引の内容、契約の維持管理や預かり残高等の契約・取引に関する情報  
ウ.GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の株主の氏名、住所、電話番号、株主番号等の株主に関する情報

#### (2)共同利用者の範囲

当社の持株会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社及び同社の有価証券報告書等に記載されている連結子会社

#### (3)共同利用における利用目的

A.GMOフィナンシャルホールディングスグループとしての総合的なサービスの開発、紹介、提供するため

イ.取得したお客さまに関する個人情報等を分析することによって、GMOフィナンシャルホールディングスグループの事業に関する市場調査、同グループの新たな事業展開、新たな商品開発等の検討及びお客さまのニーズに合わせた商品紹介等を行うため

ウ.GMOフィナンシャルホールディングスグループの統合的なコンプライアンス、リスク管理等の経営管理・内部管理を行うため

エ.GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の株主に株主優待を提供するため

#### (4)個人情報等の管理について責任を有する者及びお問い合わせ窓口

「13. お問い合わせ窓口」に記載の連絡先までお問い合わせください。

・上記共同利用における利用目的のうち、アイ・ウに関して責任を有する者

GMO少額短期保険株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス

代表取締役社長 山口 正宏

・上記共同利用における利用目的のうち、エに関して責任を有する者

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス

代表執行役会長兼社長 高島 秀行

法務部電話:03-6221-0169

受付時間:9:00~18:00

### 10. 個人関連情報の取得

当社は、第三者から個人関連情報の提供を受け、当社が保有する個人データと紐付けることによって、本人が識別される個人データとして取得する場合は、あらかじめ本人から同意を取得するとともに、前記「3. 個人情報等の利用目的」に掲げる利用目的の範囲内で利用します。

### 11. 支払時情報交換制度(特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。)

当社は、保険金等の支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する本制度を利用し、保険契約に関する所定の情報を相互照会します。詳細につきましては、(一社)日本少額短期保険協会のウェブサイトをご覧ください。

### 12. 開示等の請求手続き

当社は、お客さまに係る保有個人データに関して、お客さまから開示、訂正、利用停止等の請求があった場合には、お客さま本人であることを確認の上、適切かつ迅速な回答に努めます。なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の保有の有無について回答します。手続き方法は下記の内容を確認してください。

#### ●開示請求方法

・下表の提出書類を下表の受付窓口に郵送してください。本人確認に万全を期すため、電話、FAX、電子メール等による請求は受け付けていません。

・下記の提出書類及び回答方法として電磁的記録をCD-ROMに記録することを請求する場合はCD-ROM(新品に限る)を、下表の受付窓口に郵送してください。記録媒体の調達・郵送料等はお客さまに負担していただくことをお願いします。

#### ●回答方法

本人または代理人による請求いずれの場合も、以下のいずれかの方法により回答します。

- ・回答内容に関する電磁的記録をCD-ROMに保存し、本人の登録住所宛に郵送する方法
- ・回答内容に関する電磁的記録を、当社に登録された電子メールアドレス宛に送信する方法
- ・本人の登録住所宛に回答内容を記載した書面を郵送する方法

#### ●請求に応じられない場合の取扱いについて

以下の各号に定める場合は、請求等には応じかねますので、あらかじめ承知してください。なお、請求等に応じなかった場合も、所定の手料をいただきます。

- ・本人確認ができない場合
- ・代理人によるご請求の場合において代理権が確認できない場合
- ・手数料の支払いがない場合
- ・請求書類に不備があり、訂正等がない場合
- ・保有個人データ以外に関する請求である場合
- ・個人情報保護法その他の法令等に違反した、または法令等において開示等に応じないことが出来る場合

受付窓口	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3渋谷フクラス GMO少額短期保険株式会社 個人情報保護法に基づく情報開示請求等窓口
請求の対象となる保有個人データの項目	氏名、住所、電話番号、生年月日等
手数料	1回の請求あたり1,000円。請求の受付後、当社が別途指定する方法にて支払ってください。 ※振込手数料等はお客さまにて負担していただくことをお願いします。
提出書類	(1)保有個人データ開示請求書 (2)本人確認書類(運転免許証やパスポート等の写し2点) (3)代理人による請求の場合は、上記(1)、(2)に加え、委任状(請求等を行うことについて本人が委任をした事実がわかるもの)・代理人の本人確認書類の写し(運転免許証やパスポート等の写し2点) ※開示請求等手続きにより当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、本人・代理人の本人確認、手数料の徴収及び当該開示請求等に対する回答のために利用します。

### 13. お問い合わせ窓口

当社は、お客さまからいただいた個人情報等に関するご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は次の連絡先までお申し出ください。

#### 【GMO少額短期保険カスタマーサービス室】

050-8892-3590 月曜~金曜9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)  
または、お問い合わせフォーム: <https://gmo-minihoken.com/contact>

- このパンフレットには2026年3月27日現在の情報が掲載されています。
- 保障や募集などの条件は将来に変更されることがあります。その場合には、このパンフレットに掲載された情報は無効となります。



## 働く人の目線から保障を捉え直しました

病気やケガは誰も日常の中で経験することですが、身動きが大きく制限されるような状態が1週間以上続くようであれば、これは日常と異なるおおごとです。収入の減少や支出の増加などの経済的な影響も心配です。

そこで、入院に限らずこうした療養生活全般の経済的リスクを保障しようとするのがこの保険です。自宅療養であつても「これでは誰でも、どんな仕事でも休まざるをえない」ような状態であれば、客観的にその事実が確かめられる期間は保障の対象になります。